

## 令和4年度飯田市介護予防・日常生活支援総合事業短期集中通所型サービスC事業 実施要領

### 1 目的

利用者が要支援状態等になる前の生活に戻れるよう、運動、口腔、栄養の各専門職による自立支援のための短期集中サービスを提供し、利用者の介護保険サービスからの卒業を明確に目指すとともに、利用者の地域社会への参加を促すことを目的とする。

### 2 対象者（※以降の各項目において、詳細は別添「実施マニュアル」を参照。）

- ・要支援者又は飯田市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者のうち、目的のために必要と判断される人。ただし、がん末期、認知症、厚生労働省指定の特定疾患に該当する人は除く。
- ・実施事業所から自動車にて概ね片道20分以内で移動できる地域に居住する者

### 3 内容

- ・ケアプランに基づき、週1回2時間、約3か月間のプログラムを実施。
  - 運動器機能向上プログラム
  - 口腔機能向上プログラム
  - 栄養改善プログラム
  - 社会参加促進を含めたセルフマネジメント支援

### 4 利用回数及び自己負担額

- ・3か月（12回）までを1期間とし、1期間の利用を限度とする。自己負担は無料。
- ・すべて給付管理対象外。

### 5 実施期間数

- ・1事業者あたり、当年度内に2期間実施する。ただし、2期間の実施が困難であり、1期間のみの実施を希望する場合は、年度当初に市と協議を行い、市の承諾を得た場合のみ可とする。

### 6 事業所の基準等

- ・実施事業者は、介護保険法の通所介護、通所リハビリ、飯田市地域密着型通所介護又は総合事業の通所型サービス（従前相当）の指定を受けて、飯田市内で当該事業を実施している事業所とする。

### 7 従事者の配置

- ・従事者の配置基準は以下のとおりとする。（詳細な利用者人数ごとの従業者数は、配置表（別表1）による。1名から3名の配置基準については、途中で4名未満となった場合に適用するもの。）

内容	職種資格要件	配置基準
運動器機能向上プログラム	理学療法士 又は 作業療法士	C事業の各回、専ら当該通所型サービスの提供に当たる者1人以上。
口腔機能向上プログラム	歯科衛生士	専ら口腔機能向上プログラム（月1回以上実施）の提供に当たる者1人以上 ※事業所で配置できない場合は、予め市と調整し、職種の派遣等を受けること。
栄養改善プログラム	管理栄養士 又は 栄養士	専ら栄養改善プログラム（月1回以上実施）の提供に当たる者1人以上（栄養士にあつては、栄養指導経験がある者）
その他	1人目：看護師又は介護員等 2人目以降：介護系の知識又は経験保有者（ボランティアも可）	通所型サービスCの提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所型サービスCの提供に当たる者1人以上

- ・送迎を必須とし、送迎に当たる従事者の配置を行う。又はタクシー事業者による送迎手配を行う。

## 8 契約

- ・事業の実施は、各期間の初日の3週間前の利用者の人数により、4人から6人の場合、実施するものとする。
- ・実施になった場合は、9による事業実施前の準備の開始までに実施計画書と単価表（別表2）に従った見積書を提出し、飯田市と契約を取り交わす。
- ・委託料額を適用する利用者人数は、第1回時点の利用予定者人数とする。（第1回時に体調不良等で欠席した場合も、人数区分を変更しない。）
- ・3週間前から前日までに利用者のキャンセルがあった場合、4名未満となった場合も開催するが、その際は、人数が減った後の第1回予定人数の単価を適用する。
- ・3週間前から前日までに利用者のキャンセルがあった場合に、事前訪問が終了していても、その費用は別に支払わないものとする。

## 9 事業実施前の準備等

- ・事業者は、サービスの提供に当たっては、理学療法士又は作業療法士（以下「リハビリ職」という。）と地域包括支援センターとの同行により、事前に利用者宅へ訪問する。利用者宅においては、心身の状況、浴室、トイレ等を確認し、課題の把握に努める。
- ・サービス利用者の名簿を作成し、1部を市へ提出する。
- ・事業実施に係る保険の手配を行う。
- ・利用者に迎えるの時間等連絡を行う。

## 10 事業の実施

- ・毎回利用者のバイタルチェックを行い、事業実施中の身体状況の変化に配慮する。
- ・利用者の運動能力等を初回と11回目で測定し記録する。主観的健康観は必ず聴取する。
- ・1回当たりの事業実施時間は2時間程度とする。
- ・閉じこもりやうつ病の参加者もいることが予想されるので、利用者間のコミュニケーション等に配慮する。
- ・毎回利用者に関する記録を行う。
- ・各プログラムの基本内容は、別紙のとおり。

## 11 評価会議の開催

- ・第11回終了直後から、事業所を会場として、利用者の評価、全終了後の社会参加促進の検討のために、評価会議を開催する。
- ・出席者は、地域包括支援センター、リハビリ職、歯科衛生士、管理栄養士又は栄養士、飯田市協地域福祉コーディネーター（可能な限り）、その他必要な者。
- ・司会は、地域包括支援センターが行う。

## 12 評価結果等の利用者へのフィードバック

- ・最終回（第12回）時、リハビリ職と地域包括支援センターにより、利用者に対して、評価会議での評価及び検討結果等のフィードバックを行う。

## 13 終了後報告及び委託料の支払い

- ・各利用者についての評価表を作成し、市及び地域包括支援センターへ報告する。
- ・1期間ごと終了後、速やかに事業実施報告書（1.実施報告書鑑、2.実施日・事業内容・参加スタッフ名、3.利用者出席簿、4.決算書、5.タクシー送迎の場合はその領収書の写し、6.請求書）を飯田市に提出し、1期間分の委託料を市に請求する。

## 14 その他

- ・利用者がサービスの変更を希望する場合や、参加中止となった場合、欠席が続く場合などは、速やかに地域包括支援センターへ情報提供を行う。
- ・事故の防止に努める。万一事故等が発生した場合は、実施事業者の責任において、利用者に対し直ちに適切な対応を取る。その場合に発生する費用等は実施事業者が負担する。
- ・発生した事故等は、市、地域包括支援センターへ速やかに状況を報告し、事故報告書を提出する。
- ・災害に備え、避難経路等の確認を初回時に行う。
- ・各種感染症対策を行う。県等からの指示がある場合は、それに従った対策を講ずること。
- ・個人情報取扱いには十分注意を払う。
- ・事業実施に係る関係書類は、当該事業実施年度の翌年から起算して5年間保管する。